

山梨県立学校・警察パートナーシップ制度要領

令和8年2月18日

(目的)

第1条 この要領は、山梨県教育委員会（以下「県教委」という。）及び山梨県警察本部（以下「警察本部」という。）が、自らの役割を果たしつつ、相互に理解した上で緊密に連携し、児童生徒の安全な生活と健全育成のための指導・支援及び非行や犯罪被害等の未然防止・早期解決を図ることを目的とする。

(制度)

第2条 この要領に基づく施策の名称は、山梨県立学校・警察パートナーシップ制度（以下「制度」という。）とする。

(連携関係機関)

第3条 この要領において、連携を行う関係機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- 一 県教委
- 二 警察本部
- 三 山梨県立高等学校及び山梨県立特別支援学校（以下「県立学校」という。）
- 四 山梨県に所在する全ての警察署（以下「警察」という。）

(連携の内容)

第4条 連携機関は、日常的な連携はもとより、個別事案についても緊密に連携し、必要に応じた協議及び各事案に係る具体的な対策を行うものとし、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の範囲において、第1条の目的を遂行する上で必要となる児童生徒の個人情報（以下「個人情報」という。）に限り、相互に提供できるものとする。

(連携責任者)

第5条 連携機関には、次のとおり、連携責任者及び連携従事者を定め行うものとする。

- 一 県教委及び県立学校
 - 1 連携責任者
県教委にあつては特別支援教育・児童生徒支援課長、県立学校にあつては県立学校長
 - 2 連携従事者
連携責任者が指定する者
- 二 警察本部及び警察署
 - 1 連携責任者
警察本部にあつては人身安全・少年課長、警察署にあつては警察署長
 - 2 連携従事者
連携責任者が指定する者

(連携の対象等)

第6条 連携機関は、第1条の目的を達成するために、次に係る事案について、相互に連携するものとする。

- 一 警察本部又は警察署（以下「警察本部等」という。）から県教委又は県立学校（以下「県教委等」という。）へ連絡する事案
 - 1 逮捕事案
 - 2 逮捕事案以外の事案において、警察本部等が県教委等との連携を必要と認めた次に掲げる事案
 - (1) 犯罪少年に係る事案
 - (2) 触法少年に係る事案
 - (3) ぐ犯少年に係る事案
 - (4) 児童生徒の犯罪被害事案（※本人及び保護者（本人が未成年の場合）の同意が得られた場合）
 - (5) 自傷行為に係る事案
 - 3 声かけ事案や不審者などの事案
 - 4 その他警察本部等が連携の必要を認めた事案
- 二 県教委等から警察本部等へ連絡する事案
 - 1 児童生徒が問題行動等を繰り返している事案であって、県教委等が警察本部等との連携を必要と認めた事案
 - 2 児童生徒の非行による被害の未然防止等のため、県教委等が警察本部等との連携を必要と認めた事案
 - 3 県立学校内外における児童生徒の犯罪被害等の未然防止及び安全確保のため、県教委等が警察本部等との連携を必要と認めた事案
 - 4 いじめ事案及び児童生徒の虐待の再発又は深刻化の防止のため、県教委等が警察本部等との連携を必要と認めた事案
 - 5 自傷・他害のおそれのある事案で、県教委等が警察本部等との連携を必要と認めた事案
 - 6 その他県教委等が連携の必要を認めた事案

(連携機関の責務)

第7条 連携機関は、第1条の目的達成のため、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 第4条に規定する連携に当たっては、迅速かつ適切に行うこと。
- 二 提供された個人情報のみをもって児童生徒に不利益な処分等を課さないこと。
- 三 児童生徒の対応に当たっては、教育効果と健全な成長に配慮した適正な措置を講ずること。

(個人情報の提供方法等)

第8条 連携機関が相互に提供する個人情報は、正確を期すること。

- 2 連携機関が個人情報の提供を行う場合は、第5条の連携従事者が、原則として山梨県立学校・警察パートナーシップ制度連絡票(別記様式)（以下「連絡票」という。）をもって行うものとする。ただし、第1条の目的を達成するために緊急を要する場合においてはこの限

りではない。この場合、事後に連絡票を作成し、相互に保管するものとする。

- 3 個人情報の収集にあたっては、県教委は県立学校から、警察本部は警察署から、迅速かつ正確に行うことに努め、適切な措置が執られるよう配慮するものとする。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第9条 連携機関は、相手方から提供を受けた個人情報について、この要領の目的以外に使用してはならない。

(守秘義務)

第10条 連携機関は、この要領に基づき提供を受けた個人情報を、提供者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

2 収集した個人情報について、秘密の保持を徹底しなければならない。

3 連絡票の保存期間は、1年間(作成日の属する年度の翌年度末まで)とし、保存期間を過ぎたものは確実に廃棄しなければならない。

ただし、連携機関が相互に必要と認める事案に係るものについては、この限りではない。

(協議)

第11条 本要領に定めのない事項、疑義が生じた事項及びその他必要な事項については、その都度、県教委と警察本部が協議の上、定めるものとする。

2 県教委と警察本部は、本要領を円滑に実施するため、運用状況を協議し、必要な措置を講ずるものとする。

(要領の効力)

第12条 本要領は、連携機関のいずれかが文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有する。

附則

- 1 この要領は、令和8年2月18日から施行する。

別記様式(第8条関係)

山梨県立学校・警察パートナーシップ制度連絡票

発信者	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 県教委 <input type="checkbox"/> 学校			
発信者	所属・職・氏名			
	発信日時：[] 年 月 日 () 時 分			
受理者	所属・職・氏名			
	受信日時：[] 年 月 日 () 時 分			
児童・生徒	氏 名			
	生年月日			
	住 所			
	学 校 名		学年・組	
概 要				
特記事項				